

平成 28 年度イノシシ保護及び管理に関する検討会
議事概要

日時：平成 29 年 2 月 1 日（水）13:30～15:30

場所：一般財団法人自然環境研究センター 7 階会議室

■出席者

検討委員

小寺 祐二	宇都宮大学 雑草と里山の科学教育研究センター 講師
坂田 宏志	株式会社 野生鳥獣対策連携センター 代表取締役
竹内 正彦	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 中央農業研究センター 虫・鳥獣害研究領域鳥獣害グループ長
平田 滋樹	長崎県農林部農山村対策室鳥獣対策班 係長
横山 真弓	兵庫県立大学自然・環境科学研究所 教授

事務局

環境省

東岡 礼治	自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室 鳥獣保護管理企画官
道明 真理	自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室 室長補佐
野川 裕史	自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室 鳥獣専門官
黒江 隆太	自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室 指定管理鳥獣係長

常田 邦彦	一般財団法人 自然環境研究センター
荒木 良太	〃
小林 喬子	〃

■議事

1. 開会・挨拶
2. 出席者紹介
3. 議事

- (1) イノシシの保護及び管理に関する考え方と今後の方向性について
- (2) イノシシの保護および管理に関するレポート（平成 28 年度版）について
- (3) その他

4. 閉会

■配付資料

出席者名簿

検討会設置要綱

資料1 イノシシの保護及び管理に関する考え方について

資料2 イノシシの保護及び管理に関するレポート（平成28年度版）の骨子案

参考資料1 イノシシの生息状況（分布、推定個体数）、捕獲状況、被害状況

参考資料2 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成状況

参考資料3 第11次鳥獣保護管理事業計画期間中の特定計画における目標等の記載状況（イノシシ、ニホンジカ）

参考資料4 平成28年度イノシシの管理に関するアンケート（都府県対象）結果概要

■議事概要

議事（1）イノシシの保護及び管理に関する考え方と今後の方向性について

資料1を基に説明

➤ イノシシの保護に関する目的と評価に関する基本的な認識について

（小寺委員、竹内委員）全体として良いと思うが、3つの施策の優先順位の書き方（順番）は統一した方が良い。図2の施策の優先順位はわかりにくい。

（平田委員）島や新規生息地などで生息頭数が非常に少ない場合（1～数頭など）は、生息環境整備の優先順位は下がり、捕獲が優先される場合もありうる。また、他種と共通に行うことになる施策の部分とイノシシ固有の施策がある。状況に応じた選択肢と丁寧な説明を表以外の部分で説明する必要がある。特にイノシシ対策が遅れている地域では驚くほど情報や技術が伝わっていないことが多いので、その点を留意してガイドラインやレポートに示してほしい。

（横山委員）理想的には3つの施策を組み合わせるのだが、状況に応じて出来ない場合もある。その場合の優先順位の考え方もあるので、組み合わせの事例をいくつか示した方が良い。少なくとも1つずつ施策を行わなければならない誤解は避けたい。

（竹内委員）「被害防除」という言葉の「防除」には、殺すことも入り「捕獲」とかぶるため、整理が必要である。中央農業研究センターでは、この3つの「捕獲・被害防除・生息環境整備」の言葉に関しては、「捕獲・被害の防止・生息環境整備」としている。できればその整合を取りたい。

（環境省）基本指針では、「被害防除・生息環境管理・個体群管理」と3つに整理している。調整してそろえるのであれば、指針でそろえるべきだとは思う。

（横山委員）都道府県ごとにも用語の使い方や意図する意味はかなり異なっている。言葉だけからは想

像できないこともある。各用語が意味することを欄外でフォローしたほうが良い。また、「被害の防止」と言ったときに、「予防を含めている」ことは重要なアピールになると思うので強調したほうが良い。

(事務局) 用語の意図する内容や、種を超えての用語の使い方などは今後の課題として、次のガイドライン改訂までに検討しくものとして扱っていきたい。

(坂田委員) 野生動物の保護管理という大きい枠での「被害防除・生息環境管理・個体群管理」の3本柱の整理と、農業被害の防止という限定したレベルでの施策整理では、異なってくるのは当然と感じた。また、施策の優先度については、優先順位に普遍性が高いのであれば示しても良いが、普遍性が低くいろいろな順番があり得る可能性のほうが高いのであれば示すべきではない。

(平田委員) ある程度イノシシが生息している状況下で管理を進める際の整理としては、優先順位を示して良い。ただし、状況に応じた事例を合わせて示す必要がある。管理手法としてはこのようなものがあり、組み合わせることも重要だということが伝われば良い。

(坂田委員) 捕獲を何のためにするのか、被害の防除を何のためにするのか、生息環境整備がもし必要なら何のためにするのか、といったことには普遍性があると思う。そうすると、場合によって順番があることが分かってくるとは思う。イノシシが出始めたばかりのケースと、イノシシが多く生息し被害が甚大になっているケースがあり、そのあたりのバランスをとって示す必要がある。

(横山委員) イノシシの場合は、今の日本の環境ではもう減る要因がない状況にまで来ているところをしっかりと示して、進入初期こそ捕獲が必要である。定着しているところも、緩めると一気に増えてしまう、その捕獲が重要である。なぜイノシシにこれほどの捕獲が重要なのか分かるようなことを記述する。入ってきたと思った地域は、やはり捕獲はやらないといけない。進入初期の地域では、「捕獲に関する普及、教育」、「適切な捕獲方法を学ぶ」といったステップが重要であり、被害が恒常化し捕獲が継続的に行われている地域では過疎高齢化で捕獲の手が緩まないような施策を打つことが重要である。

(小寺委員) 進入初期の段階から被害恒常化の段階へシフトすることがイノシシの場合には生じる。捕獲はするが、増加をもう止められない段階がイノシシの場合には必ずある。よく失敗するのは、もう捕獲を始めてしまい、そのまま捕獲を継続して、どこかのタイミングで防護に力点を置かなければいけなかったのに、それをおろそかにして疲れ果てる。そのラインもあるところは示さなければいけない。

(竹内委員) 今までの整理の中で、農業被害がイノシシでは大きい問題と認識はあったが、この会議の中でそれを前面出してまとめており非常に重要である。保護管理という大きい概念があり、その中の農業被害の軽減を目的とした話として、誤解が生じないようにしながら残していただきたい。

➤ 目的に応じた捕獲の適正な運用に関する評価方法の課題と提案について

(平田委員) 農林水産省の補助金事業で 20kg 未満は幼獣にして、20kg 以上を成獣にするとなると、地

域によっては捕獲意欲の減退につながるかもしれない。どのような「わな」で、どのように捕獲していくかも合わせてフォローしなければ、机上の空論になる気がする。また、レポートやガイドラインに載ることで、公式な話になり、20kg という数字だけが独り歩きするため、どこまで書き切るのが検討が必要である。人材育成を並行して進め、成獣と幼獣の区別に関する適切な判断と捕獲方法を含めた運用ができるようにするといった示し方が必要である。

(横山委員) 成獣と幼獣の判別を、完全な方法でルールとして定着させるには必ず時間がかかる。定着させる最初のステップとして、指定管理鳥獣捕獲等事業では様々なデータを取ってもらい基礎情報を増やし、有害鳥獣捕獲ではできるだけ簡便な方法でスタートする。成獣と幼獣を分けて記録することが重要であることをまず示し、客観的に判別することが適切な捕獲実施の評価に役立つことを明確に示せたら、定着するだろう。

(環境省) 現在、国としては、イノシシとニホンジカについて捕獲強化により半減を目指すことになっている。捕獲された数だけではなく、良いかたちで捕獲できているのかについても把握し評価していかなければいけない。指定管理鳥獣捕獲等事業だけではなく、許可捕獲も含めてある程度共通の情報を収集していかなければいけないと考えている。農林水産省と環境省が別の基準で指導していると正確な情報が得られなくなってしまうため、ある程度共通の基準を作り、両省が運用していくことが一番望ましい。

(横山委員) いろいろな地域のデータをあわせて示すことができるなら、概ねこの値を使って成獣と幼獣の判別をしてほしい。基準を示した上で、どの基準を選択するかは市町村が自由にできたらよいだろう。

(小寺委員・平田委員) 加害個体の除去を目的とした捕獲が適切に実施されているかどうかを評価するにあたって、もっとも単純な方法は無人撮影装置を使って確認する方法があるが、行政レベルで統一的に実施している例は聞かない。捕獲後に残存個体がどのくらいいるかは調べたほうがいだろう。

(横山委員) 定期的開催される狩猟免許更新講習の際などに、必要性と方法に関する普及をしていくこと等が必要である。

(平田委員) どのような報告様式が良いか、どの捕獲区分から推進していくのか、どれくらいの期間で重点的に実施していくのかなど、実装する際の具体的な手法も検討しなくてはならない。

➤ 今後のイノシシの保護および管理に関する検討の方向性について

(小寺委員) 分布拡大地域の対応については、加害個体の捕獲方法についても環境省から発信してほしい。ある地域では行政指導による捕獲方法が誤っていたために、わなに対する警戒心を高めてしまい続けたことがあった。これからイノシシが生息域を回復していくエリアでは特に重要である。あわせて、進入初期の段階には2つあり、農地等には出没していないが山林内に生息していて山林内に入って見る人が居た場合にイノシシの進入を認識する段階と、被害が発生し住民がイノシ

シの生息を認識する段階があり、後者の段階では捕獲だけの対策では手遅れな状態となっている。後者の段階を前者の段階と誤認識するケースが多い。適切な状況認識と速やかな対応が必要なことを示す必要がある。

(坂田委員) どのような場合でも、防護と捕獲を組み合わせるべきだと言うことに変わりはない。
(横山委員) 分布拡大地と定着地それぞれで、何をいま一度確認すべきかを明確に分けて、被害意識や捕獲への意識がなかなか高まらない地域はどうしたらいいのかという点を意識して、整理したほうが分かりやすい。農地周辺にイノシシが生息していたらイノシシは利用できる物をすべて利用し加害個体となるので、「加害個体の除去を目的とした捕獲＝農地周辺での捕獲」として良いだろう。

議事(2) イノシシの保護および管理に関するレポート(平成28年度版)について

資料2を基に説明

(平田委員) レポートでは、防護柵で被害が防げた事例があればそれを最初に示し、次に捕獲も必要であることを示す。最後に体重基準に関して示すのがよいと思う。体重基準については資料2の丁寧さでレポートでも示してほしい。体重基準の基礎情報収集に関しては、食肉等の利活用の際にも行うことが望まれることを記述してほしい。

(竹内委員) 事例にある「被害軽減効果の把握までは至っていない」が一番の課題である。事業完了後にどのようなになったかのアフターフォローも重要である。

(環境省) 指定管理鳥獣捕獲等事業の目的は農業被害の軽減の目的であるが、進入初期の捕獲も必要である。この観点で大部分の府県では、イノシシの指定管理鳥獣捕獲等事業の目的を進入初期における分布拡大抑制において実施している場合が多い。指定管理鳥獣捕獲等事業の推進にもつながるようなレポートの示し方となるよう調整しながら作成していきたい。

(平田委員) 柵を作ったら、捕獲しやすくなったという事例もある。その被害軽減効果の把握は、各施策が行われている集落レベルの単位で行い、農水省が進めている柵の状況、環境省が進めている捕獲の状況とリンクしていることが示せた方が各施策も進みやすい。

以上